

令和 6 年 6 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和6年6月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年6月21日（金） 午後1時30分～

長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第19号 長浜市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第20号 長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第5 協議・報告事項

（1）令和6年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

（2）長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和6年7月教育委員会定例会開催日程 7月24日（水）午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 19 号

件 名：長浜市教育委員会会議規則の一部改正について

第 1 提出理由

押印等の見直しによる利便性向上と行政事務の効率化のため、関係例規を一部改正するもの。

第 2 要点

- 1 請願・陳情書の提出について、請願者もしくは陳情者の署名がある場合には押印を不要とする。
- 2 その他文言を整理する。

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

長浜市教育委員会会議規則の一部改正について

長浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 21 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会会議規則（平成18年長浜市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第21条第 1 項中「文書により要旨」を「邦文を用いて請願又は陳情の趣旨」に、「、請願人の」を「及び請願者又は陳情者の」に改め、「及び氏名」を削り、「記入」を「記載」に、「各自」を「請願者又は陳情者が」に改め、「署名」の次に「又は記名」を加え、同条第 2 項中「場合は、」の次に「法人の名称及び所在地を記載し、」を加え、「署名し法人の印章を押さ」を「署名又は記名押印をし」に改める。

第22条第 2 項中「請願人」を「請願者又は陳情者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市教育委員会会議規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(修正動議) 第14条 (略) 2 (略) 3 <u>全ての</u>修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。 (請願又は陳情の手続) 第21条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者(以下「<u>請願者等</u>」という。)は、<u>邦文を用いて請願又は陳情の要旨、提出年月日及び請願者等の住所を記載し、請願者等が署名又は記名押印のうえ会議開催前2日までに教育長に提出しなければならない。</u> 2 <u>請願者等が法人である場合は、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 第22条 (略) 2 委員会において採択しないと決した請願又は陳情については、教育長からその理由を付して<u>請願又は陳情した者</u>に通知しなければならない。	(修正動議) 第14条 (略) 2 (略) 3 <u>すべての</u>修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。 (請願又は陳情の手続) 第21条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、<u>文書により要旨、提出年月日、請願人の住所及び氏名を記入し、各自署名押印のうえ会議開催前2日までに教育長に提出しなければならない。</u> 2 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者が法人である場合は、代表者が<u>署名し法人の印章を押さなければならない。</u> 第22条 (略) 2 委員会において採択しないと決した請願又は陳情については、教育長からその理由を付して<u>請願人</u>に通知しなければならない。

長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項並びに長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和 6 年 5 月 21 日教育委員会告示第 9 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり長浜市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 21 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱

氏名	備考	着任歴
中嶋 利明	田根まちづくりセンター所長	新規
三上 保彦	田根地区地域づくり協議会の代表	新規

任期は、令和 6 年 6 月 21 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

令和6年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

長浜市教育委員会事務評価委員会委員2人の任期満了に伴い、新たに次の2人の委員を委嘱しましたので報告します。

【令和6年度就任】

（敬称略、順不同）

氏 名	任期	役 職 等	備考
ふるかわ れいこ 古川 礼子	令和6年6月1日～ 令和8年3月31日	滋賀文教短期大学 准教授	新任
もりかわ ゆうこ 森川 裕子	令和6年6月1日～ 令和8年3月31日	社会教育委員	再任

【（参考）令和5年度就任】

氏 名	任期	役 職 等
おおはし まつゆき 大橋 松行	令和5年6月1日～ 令和7年3月31日	滋賀県立大学名誉教授
のむら ゆきひろ 野村 幸弘	令和5年6月1日～ 令和7年3月31日	学校運営協議会委員
きはた ゆうこ 桐畑 裕子	令和5年6月1日～ 令和7年3月31日	合同会社LOC0副代表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を
含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを
議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活
用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男
女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- （1） 教育に関する学識経験を有する者
- （2） その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場
合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

■教育に関する事務の点検及び評価制度について

1. 教育に関する事務の点検及び評価制度

教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくために、自らの活動を点検・評価し公表する制度。

毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

＜地教行法第 26 条＞

2. 長浜市教育委員会事務評価委員会

【所掌事務】

事務評価委員会は、下記の事項の評価及びその結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況に関する事項
- (2) 教育施策上の基本施策及び重要課題に関する事項

【点検・評価の対象】

第 3 期長浜市教育振興基本計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）に基づき、前年度に教育委員会が実施した活動及び教育行政の重点施策（教育委員会の権限に属する事業）について、点検・評価を行う。

＜長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 2 条＞

3. 事務評価委員会委員

【委嘱】

委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

【任期】

委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末まで

【定数】

5 人以内

＜長浜市附属機関設置条例 別表、長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 3 条＞

4. 点検・評価結果の公表

教育委員会は、事務評価委員会の意見を踏まえ、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを長浜市議会に提出するとともに公表する。

＜教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則第 5 条＞

5. 点検・評価結果の活用

- (1) 重点施策展開
- (2) 予算編成
- (3) 組織運営 等に活用する

長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

長浜市学校いじめ問題対策委員会委員について、新たに次の委員を委嘱しましたので報告します。

【令和6年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
教育	元長浜市立木之本小学校校長 (元校長)	中川 誠一郎	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日

【(参考) 令和5年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
法律	彦根共同法律事務所（弁護士）	高橋 陽一	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日
教育	元滋賀文教短期大学准教授 (学識経験者・スクールソーシャルワーカー)	小林 美保子	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日
心理	元神戸親和女子大学学長 (臨床心理士)	山添 正	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日

長浜市学校いじめ問題対策委員会規則より抜粋

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 臨床心理士
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。